

## 生徒心得

### 〔一般心得〕

1. 本校の諸規定を正しく守り、常に本校生徒としての誇りをもって、たがいに人格を尊重し、すべて自己の行為に責任をもつこと。
2. 発言・行動を慎しみ、品位をもって、ひろく教員・学友に対し礼儀を失わないこと。
3. 身分証明書は本校生徒であることを証明するものであるから常時携帯すること。

### 〔服装〕

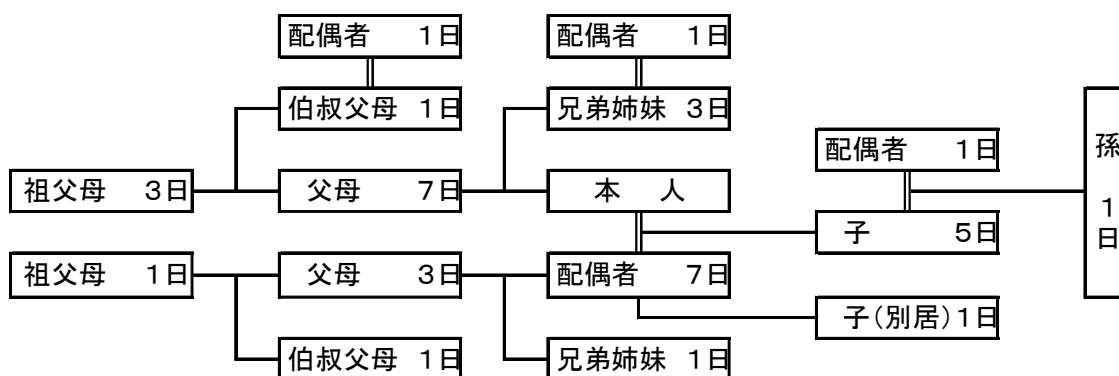
4. 過度な露出など、他人に不快感を与える服装、著しく風紀・秩序を乱す服装は避けること。

### 〔通学〕

5. 登校・下校その他所定の時刻は、これを正確に守ること。
6. 登校と同時に、常に掲示事項に注意すること。
7. 自転車・原付・自動二輪車による通学者は、必ず生徒部の教員に所定の届を提出すること。  
(四輪通学は厳禁)
8. 自転車・原付・自動二輪車は所定の置場におくこと。不正駐輪がある場合は原付・自動二輪車による通学を認めない。
9. 自転車・原付・自動二輪車の二人乗り通学は厳禁とする。
10. 下校はなるべく数名で同行し、人通りのある場所を選んで帰宅することが望ましい。事故にあったら、すぐに学校と警察へ連絡すること。

### 〔授業〕

11. 授業中は静粛を守り、教科担任に無断で教室等を離れてはいけない。
12. やむを得ない事情により欠席・遅刻をする場合は、事前に担任に連絡すること。
13. 登校後の外出は禁止である。ただし、やむを得ない事情で早退をする場合は職員室で所定の届を記入の上、許可を得ること。
14. 欠席が連続して一週間以上に及ぶ時は、至急、その旨を担任へ連絡すること。近親者死亡の場合は届け出によって、下図の定める期間内の忌引きをすることができる。



☆ 父母の法要1日。

☆ 葬儀のため遠隔地に行く場合は、実際に要した往復日数を加えることができる。

#### [感染症による出席停止]

- 1 5. 感染あるいは疑いのため受診した場合は必ず学校に連絡すること。指定された感染症と医師から診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定による「出席停止」となり「欠席」扱いにはならない。健康回復と周囲への感染防止のために学校を休み、医師の指示に従い療養に専念する。回復後、本校所定の用紙に医師の証明をもらい学校へ提出すること。

#### [学校施設の取扱]

- 1 6. 教室・運動場等の学校施設を利用する場合は、事前に係教員へ届け出て許可を受けること。許可を受けて使用した後は整理整頓してその旨を係教員（生徒会顧問）に届けること。

#### [衛生・清掃]

- 1 7. 常に衛生に注意し、校内の清掃美化に努めること。
- 1 8. 清掃当番は確実にその任務を果たすこと。
- 1 9. 校内で健康不良の状況になった生徒は、ただちに教員に相談し指導を受けること。
- 2 0. 自宅または勤務先及びその付近で感染症が発生した時は、すぐに教員へ届けること。

#### [喫煙・飲酒]

- 2 1. 20歳以上の者でも校内及び学校周辺においては禁煙とする。
- 2 2. 20歳以上の者でも飲酒後の登校は禁止とする。

#### [部活動]

- 2 3. いずれかの部に所属する場合は、たがいに協同して教養を高めるよう努めること。

#### [特別指導]

- 2 4. 法に触れる行為、倫理的常識的に疑われる行為があれば、学校で懲戒または教育的指導を行う。必要があれば、ご家族と学校が協力して生徒を教育・指導するために保護者の方に来校していただくことがある。

#### [その他]

- 2 5. 次にあげる生徒の校内外の諸行為・事項は、あらかじめ生徒部に願い出てその許可を受けなければならない。
  - (1) 部・同好会その他の団体の結成（年度当初ごとに更新）
  - (2) 生徒の企画する集会・グループ旅行
  - (3) 新聞雑誌等の発行・販売・配布
  - (4) 本校に関わるポスター等の掲示
  - (5) 募金、集金、品物の販売・配布
  - (6) 本校生徒の資格をもって校内外団体またはその行事への参加
- 2 6. 学校徴収金は、とくに定める以外は、毎月10日までに納入しなければならない。
- 2 7. 身分証明書を紛失破損した場合には、担任に届け出て必要な手続きをとること。また、転退学の際には返納すること。
- 2 8. 住所・勤務先・保証人等の変更が生じた場合は、速やかに担任（生徒部）へ届け出て、生徒個票を訂正すること。